

林業事業体の高性能林業機械導入を支援します！



林業経営体の森林整備の効率化と労働力の軽減により生産性の向上を図るため、高性能林業機械の導入に係る経費の一部を補助します！

高性能林業機械導入支援事業費補助金

補助対象者

- ①市内に事業所を有する林業経営体
- ②市税の滞納がない者
- ③森林法第11条に規定する森林経営計画を策定し認定された者又は伐採届を提出し、適法に1ha程度の間伐等の森林施業を行う者



区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
民間のレンタル等の会社から高性能林業機械を借り受ける事業	レンタル・リースに係る経費	1/2	1林業経営体あたり100万円
高性能林業機械を取り扱う販売店から購入する事業	高性能林業機械(ベースマシン及びアタッチメント又はアタッチメントのみ)の購入に係る経費(中古機械を含む)	1/3	1林業経営体あたり500万円

※補助対象機械の詳細は交付要綱別表第1をご確認ください。

問合せ先:岩国市 農林振興課 林政班 ☎0827-29-5115

